



27文科振第528号  
平成28年4月1日

公立大学法人名古屋市立大学  
学長 郡 健二郎 殿

文部科学大臣 馳 浩



共同利用・共同研究拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の3に基づき、貴学の創薬基盤科学研究所を、  
下記により「共同利用・共同研究拠点」に認定します。

記

1. 共同利用・共同研究拠点名  
創薬基盤科学技術開発研究拠点
2. 認定の有効期間  
平成28年4月1日～平成34年3月31日